

津市移住支援補助金交付要綱

令和2年3月10日訓第3号

改正 令和4年3月30日訓第23号
令和5年7月24日訓第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏から本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領（令和元年9月9日制定）及び津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

2 この要綱において「移住」とは、本市の区域内に転入して住民基本台帳に記録されることをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「移住支援補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、第1号及び第2号（2人以上の世帯による申請を行う場合にあっては、第1号から第3号まで）に掲げる要件を満たす者に対して、これを交付するものとする。

(1) 移住等に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 移住直前10年間のうち、通算して5年以上、東京23区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区をいう。以下同じ。）内に居住し、又は東京圏のうち条件不利地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を

除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に居住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

イ 移住直前に連続して1年以上、東京23区内に居住し、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、通勤の期間については、移住した日の3箇月前までの日を起算日とすることができる。

ウ 令和元年9月10日以降に本市に移住していること。

エ 補助金の交付を申請した日(以下「申請日」という。)において、移住した日から起算して経過した期間が1年以内であること。

オ 申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

キ 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。

(2) 就業に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が三重県の区域内に所在すること。

イ 就業先が本市の区域内に主たる事務所を有する法人であること。

ウ 就業が補助金の対象としてマッチングサイト(三重県が開設及び運営を行う移住支援金の対象法人に係る求人情報を掲載するインターネットサイトをいう。)に掲載されている求人への応募によるものであること。

エ 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

オ 1週間当たり20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

カ ウの求人への応募日が、当該求人がマッチングサイトに補助金の対象として掲載された日以降であること。

キ 就業先に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

ク 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用

であること。

(3) 世帯に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和元年9月10日以降に移住していること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請日において、移住した日から起算して経過した期間が1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(1) 単身世帯による申請の場合 600,000円

(2) 2人以上の世帯による申請の場合 1,000,000円（申請者以外の世帯員（申請者の配偶者を除く。）が申請日の属する年度の4月1日において18歳未満の者である場合にあっては、当該18歳未満の者1人につき300,000円を加算した額）

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、移住した日の翌日から起算して1年を経過する日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 写真付身分証明書の写し

(2) 移住元での居住地及び居住期間が確認できる書類

(3) 移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（東京23区内への通勤の場合に限る。）

(4) 就業証明書（第1号様式）

(5) 移住前後において申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること及び世帯員の生年月日が確認できる書類（2人以上の世帯として申

請する場合に限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の対象となる者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定の全部を取り消す場合 次のいずれかに該当したとき。

ア 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

イ 申請日から起算して3年を経過する日までに本市から転出したとき。

ウ 申請日の翌日から起算して1年を経過する日までに就業先を退職したとき。

(2) 交付決定の一部を取り消す場合 申請日から起算して3年を経過する日を超えて居住し、申請日の翌日から起算して5年を経過する日までに本市から転出したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の返還を求めるものとする。ただし、就業先の破産、災害、疾病その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 前条第1号に該当する場合 全額

(2) 前条第2号に該当する場合 半額

(継続就業の確認)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、申請日の翌日から起算して1年を経過した日から1箇月以内に、就業継続証明書（第2号様式）の提出を求めるものとする。

(継続居住の確認)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、申請日から5年間、当該申請日から1年を経過するごとに住民票の写し（2人以上の世帯による申請の場合にあっては、世帯員全員の住民票の写し）の提出を求めるものとする。

(報告及び立入調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金に関する報告を求め、又は立入調査をすることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和2年3月12日から施行する。

附 則（令和4年3月30日訓第23号）

- 1 この訓は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市移住支援補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に本市に移住した者に係る補助金について適用し、同日前に本市に移住した者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年7月24日訓第46号）

この訓は、決裁の日から施行し、改正後の津市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和5年6月23日以後に本市に移住した者に係る補助金について適用する。

第1号様式（第7条関係）

就業証明書

年　月　日

(宛先) 津市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	〒
就業先所在地	〒
就業先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	1週間当たり20時間以上の無期雇用
就業者と代表者又は取締役など経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト求人管理番号	

第2号様式（第10条関係）

継続就業証明書

年　月　日

(宛先) 津市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	〒
就業先所在地	〒
就業先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	1週間当たり20時間以上の無期雇用
就業者と代表者又は取締役など経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト求人管理番号	